

忍野村猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、猫の無秩序な繁殖の抑制を行うことにより、近隣に対する危害及び迷惑を未然に防止し、地域の良好な生活環境を保全することを目的として、飼い猫又は地域に生息する飼い主のいない猫へ不妊手術又は去勢手術を受けようとする者に対して、予算の範囲内においてその費用の一部を助成するものとし、その交付に関しては、忍野村補助金等交付規則（昭和54年忍野村規則第1号）の規定に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、18歳以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本村に住所を有する者
- (2) 本村で飼い猫を飼養・管理する者
- (3) 本村で飼い主のいない猫への不妊・去勢手術を実施する活動等をする者

(助成金額等)

第3条 助成金の交付は、予算の範囲内で行うものとし、助成金の額は手術に要した額とする。

(1) 猫の不妊・去勢手術に要した実費

ただし、1匹につき不妊手術は15,000円、去勢手術は10,000円を上限とする。

(2) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術加算金

不妊・去勢手術に要した実費に1匹につき1,000円を加算する。この場合、1匹について不妊手術は16,000円、去勢手術は11,000円を上限とする。ただし、加算金を辞退する場合は別紙辞退届を提出する。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ忍野村猫不妊・去勢手術費助成金交付申請書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、令和7年1月31日とする。

(助成金の交付決定)

第5条 前条の規定により提出された申請書を審査し、助成金の交付の可否を決定し、猫の不妊・去勢手術費助成交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(手術の実施)

第6条 助成金の交付決定を受けた申請者は、交付決定の日から30日以内に獣医師による手術を受けさせなければならない。この場合において、飼い主のいない猫への手術の実施に当たっては、オスについては右耳、メスについては左耳の先端約1センチメートルをV字カットするものとする。

(助成金の交付請求)

第7条 前条の手術を受けさせた申請者は、忍野村猫不妊・去勢手術費助成金交付請求書（様式第4号）に手術費用の確認できる領収書と医療明細を添えて、手術の日から30日以内に村長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 村長は、前条の規定により提出された請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、助成金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、忍野村猫の不妊・去勢手術費助成金交付確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 村長は、申請者が、偽りその他不正の手段により交付をうけたとき又は助成に過納若しくは誤納があったときは、当該助成金の全額又は一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができるものとする。

(助成の終了)

第9条 村長は、第3条の助成金の交付額が予算の範囲を超えたときは、年度の途中においても本事業を終了することができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱に基づき助成金の交付決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。